

保護者 各位

多治見市教育委員会 教育長 仙石浩之

多治見市立池田小学校 校長 松原敦也

感染症による出席停止に係る手続きの変更について

日頃は学校保健業務に格別のご理解をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

令和 7 年度より、特定の感染症（インフルエンザ等）により学校を休み、その休みを出席停止とする場合の医師による「学校感染症の診断書及び証明書」（以下「証明書」という。）の提出を不要とします。

今後の出席停止は、下記のとおり実施いたしますので、ご承知おきください。

記

1. 特定の感染症及びその出席停止期間の基準 （裏面の通り）

2. 出席停止の手続き

- (1) 医療機関で診断を受け、保護者は、病名及び発症日と出席停止期間を医師から聞き取る。
- (2) 学校へ連絡し、病名及び発症日と出席停止期間を学校へ伝える。
- (3) 出席停止期間は家庭で休養し、出席停止期間が明け、体調が回復してから登校する。

多治見市教育委員会教育推進課

担当：南谷・河野

TEL：0572-23-5904

特定の感染症及びその出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間の基準	
第1種	エボラ出血熱 痘そう マールブルグ病 急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ (H5N1) 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスに限る)	クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 バスト ラッサ熱 ジフテリア	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 (幼児にあっては、3日) を経過するまで	
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が、終了するまで	
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第3種	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	細菌性赤痢 パラチフス ウイルス性肝炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良くなるまで	
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで	
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態の安定するまで	
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	
伝染性紅斑	発疹のみで、全身状態が良ければ登校可能		